

議案第13号

加西市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

加西市特別会計条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成29年2月27日提出

加西市長 西村 和平

加西市特別会計条例の一部を改正する条例

加西市特別会計条例（昭和 42 年加西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の加西市特別会計条例第 1 条第 4 号に規定する加西市宅地造成事業特別会計（以下「旧宅地造成事業特別会計」という。）の平成 28 年度予算に係る歳入及び歳出については、なお従前の例による。
- 3 旧宅地造成事業特別会計の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権及び債務は、加西市一般会計に帰属するものとする。

(審議資料)

宅地造成事業を実施するために設置していた宅地造成事業特別会計について、「ベルデしもさと」の宅地分譲の完売に伴い、当該事業を完了したことから廃止するもの。